議員提出議案第９号

命あるペットの終生飼養に関する条例の制定について

次のとおり命あるペットの終生飼養に関する条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。

令和８年(2026年)３月19日提出

提出者　　漆　原　周　義
野　村　生　代
広　瀬　ひとみ

〈提案理由〉
ペットの終生飼養に関して必要な事項を定めるため。

枚方市条例第　　号

命あるペットの終生飼養に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第２条の基本原則にのっとり、飼い主によるペットの終生飼養及び飼い主の死亡その他の理由により所有し、又は占有する者を失ったペットの管理に関し必要な事項を定めることにより、ペットによる人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、命あるペットの保護を図り、もって人と動物が共生できる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ペット　愛玩のために飼養する犬及び猫をいう。

⑵　飼い主　ペットを所有し、又は占有し飼養する者をいう。

⑶　終生飼養　ペットがその命を終えるまで飼い主が適切に飼養することをいう。

（市の責務）

第３条　市は、法及びこの条例の目的を達成するため、飼い主によるペットの終生飼養に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（飼い主の責務）

第４条　飼い主は、ペットの終生飼養を行うよう努めなければならない。

２　飼い主は、ペットの終生飼養が困難となることが想定される場合は、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

（助言及び一時的な保護）

第５条　前条第２項の場合において、市長は、飼い主が新たな飼い主を見つけることができるよう必要な助言を行うものとする。

２　飼い主が死亡し、その飼養していたペットの新たな飼い主と直ちに連絡が取れない場合その他の民法（明治29年法律第89号）第698条の規定による緊急事務管理を行う必要があると市長が認める場合は、市長は、必要に応じて関係者及び関係機関と連携し、当該ペットの一時的な保護その他の必要な措置を講じるものとする。

（返還）

第６条　市長は、前条第２項の規定によりペットの一時的な保護を行った場合において、飼い主又は新たな飼い主がペットの返還を求めたときその他の民法第700条の規定により事務管理を終了するときは、直ちに当該ペットを飼い主又は新たな飼い主に引き渡すものとする。

（委任）

第７条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。